

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（平成28年6月29日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりであったので、同条第12項の規定により公表する。

平成28年7月27日

山形市監査委員	中	村	一	明
同	村	山	秀	幸
同	須	貝	太	郎
同	遠	藤	吉	久

平成28年7月20日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤孝弘 印

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

平成28年6月29日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

財政援助団体等名 及び所管部課等名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
山形鋳物工業団地 協同組合 商工観光部 山形ブランド推進 課	<p>(指摘事項)</p> <p>1 山形市産業歴史資料館設置及び管理に関する条例施行規則では、入館しようとする者は、備付けの入館者名簿に氏名を記載しなければならないが、入館者名簿の備付けをせず、また氏名を記載させていなかった。(山形鋳物工業団地協同組合)</p> <p>2 基本協定では、指定管理者が盗難保険へ加入しなければならないが、加入していなかった。(山形鋳物工業団地協同組合)</p> <p>3 基本協定に基づく保険の加入状況を把握していなかった。(山形ブランド推進課)</p>	<p>1 山形市産業歴史資料館設置及び管理に関する条例施行規則に基づき、入館者名簿を備付け、氏名を記載するよう指導しました。既に受付カウンターへ備え付け、氏名を記載するよう改善しております。</p> <p>2 基本協定に基づき、盗難保険に加入するよう指導しました。現在加入の火災共済保険に盗難保険を追加し対応いたします。</p> <p>3 基本協定に基づき、適正な管理施設の運営が行われるよう、業務の確認、助言を行ってまいります。</p>